

富山市障害者自立支援協議会

第3回 資 料

令和6年1月23日（火）

富山市社会福祉協議会 大ホール

－ 目 次 －

I	「第7期富山市障害福祉計画・第3期富山市障害児福祉計画」の策定について	・・・ 1
		(別冊資料)
II	地域の関係機関によるネットワークの構築について	
	相談支援ワーキングの活動状況、各専門支援ワーキング活動状況	・・・ 6
III	権利擁護部会の活動状況について	・・・ 9
IV	地域生活支援拠点等の運用状況の検証等について	・・・ 10
V	その他	・・・ 11
(1)	協議会の機能強化等に係る障害者総合支援法の改正について	
(2)	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について	

I. 「第7期富山市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の策定について

1. ブリックコメントの結果について（報告）

令和5年12月27日～令和6年1月10日まで市のホームページ上でパブリックコメントを行い、2者から意見があった。

（1）「第7期富山市障害福祉計画（案）」に対する意見

○意見者数 1件

○意見数 2件

No.	ご意見	市の考え方	担当課
1	○身体障害者手帳所持者数の統計項目に盲ろう者数も掲載していただきたい 理由:盲ろう者は、視覚と聴覚の両方に障害を併せもち、独自のニーズを持っている。 将来的には富山市も「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を実施してほしい。 また、本計画の範囲外ではあるが、教育や防災も障害特性を理解した上での実施が必要と考える。そのためには、まずは富山市内在住の盲ろう者の生活実態を調査し、どのような支援が求められているのかを明らかにすることが重要である。	盲ろう者の方への支援については、障害の特性から大変重要なことと考えております。 障害の重複については、視覚障害と聴覚障害の重複に限らず、各種障害を重複して有しておられる方は多数いらっしゃいます。が、福祉サービスの提供に当たっては、障害の種別や程度を基準としたものが多いことから、障害種別ごとの身体障害者手帳所持者数を掲載しているところです。 なお、ご意見をいただいた、盲ろう者の方のニーズに沿った本市の支援体制の整備については、今後、富山県の動向等も注視しながら検討して参りたいと考えております。	障害福祉課
2	○本福祉計画は点字、音声、拡大文字、及びテキスト形式のデータで配布していただきたい 理由: 本福祉計画は、紙に印刷された資料、または電子媒体としてはPDF形式、及びWord形式で提供されている。 しかし、紙に印刷された資料は視覚障害者及び盲ろう者には読むことができない。 また、電子媒体のPDFファイルやWordファイルには図表が含まれており、図表の部分はスクリーンリーダーで読み取り、その内容を正しく理解することが困難である。 印刷資料は点字、音声、拡大文字での配布、電子媒体においてはテキスト形式で配布していただきたい。	視覚障害及び聴覚障害のある方が、様々な情報を適切に取得できるように支援を行うことは大変重要であると考えており、本計画については紙の製本のほか、今回は点字版の作成を予定しているところであります。 また、ご意見をいただいた、テキストデータのホームページ公開についても検討いたします。 その他、音声版、拡大文字版の作成については、今後の検討課題と考えております。	障害福祉課

(2)「第3期富山市障害児福祉計画(案)」に対する意見

○意見者数 1件

○意見数 3件

No.	ご意見	市の考え方	担当課
1	1. 児童発達支援センターについて 地域全体の支援の質の向上や、必要な体制整備を進めるために、児童発達支援センターだけではなく、地域の既存事業所で一定の実務経験を積んだ従事者などについて、富山市独自のライセンス制度や報酬制度などを策定し、リソースを有効活用していくことも手段の一つではないかと考えます。	支援の質の向上や体制の整備につきましては、障害のある児童を地域で支援するために必要なことであると認識しております。 現時点で本市独自のライセンス制度や報酬制度を策定することは検討しておりませんが、障害児支援を行う事業所のほか、教育や保育といった障害のある児童と関わる機関それぞれと連携しながら相互理解を促進し、支援体制の構築に向けて推進してまいります。	こども健康課
2	1. 児童発達支援センターについて 児童発達支援センターは「地域の発達支援に関する入口」の機能も有するべきとされており、乳幼児健康診査に専門性を有する(例えば児童発達支援センター、または、児童発達支援事業所の職員)者が同席している状況を構築する、などが有効と考えられます。	本市における乳幼児発達健康診査において、発達に不安のある児童には児童発達支援センターである富山市恵光学園分室において実施する幼児発達支援教室を紹介し、児童への接し方や困ったときの対応方法を学ぶ機会を設けております。 今後とも、真に必要な方には、児童発達支援をはじめとする福祉サービスの利用について適切に情報提供できるよう、体制について検討を進めてまいります。	こども健康課
3	3. 保育所等訪問支援について インクルージョンを推進していくうえで重要なサービスであり、自治体主催等で保育園等の担当者等を対象に、事業説明などを実施していくことなどが必要ではないか？	児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことが必要とされており、当該事業の重要性は貴見のとおりと認識しております。 当該事業の有効性をより高めるためには、障害児通所支援事業所等のみならず、教育や保育といった障害のある児童と関わる機関それぞれが制度に関する理解を深めることが重要と考えており、関係機関との連携構築については今後も継続的に進めて参りたいと考えております。	こども健康課

2. 前回（12／18）の計画（案）からの主な変更点

No.	前回の計画案	変更点(案)	計画書																																																								
1	「第7期富山市障害福祉計画」及び「第3期富山市障害児福祉計画」は、富山市の障害者施策全般に関する基本的な事項を定めた「第4次富山市障害者計画」の福祉サービス分野における計画期間の後期実施計画として位置づけ<u>られています</u>。 「第7期富山市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、国（厚生労働省）が示す基本指針を踏まえ、富山市における令和6年度から3年間の障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す計画です。 「第3期富山市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、国（こども家庭庁）が示す基本指針を踏まえ、富山市における令和6年度から3年間の障害児通所支援等の見込量とその確保策などを示す計画です。 策定にあたっては、富山市地域福祉計画をはじめ、富山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、富山市子ども・子育て支援事業計画など、関連する計画との調和を図り<u>つつ、策定し、推進していきます</u>。	「第7期富山市障害福祉計画」及び「第3期富山市障害児福祉計画」は、富山市の障害者施策全般に関する基本的な事項を定めた「第4次富山市障害者計画」の福祉サービス分野における計画期間の後期実施計画として位置づけています。 「第7期富山市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、国（厚生労働省）が示す基本指針を踏まえ、富山市における令和6年度から3年間の障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す計画です。 「第3期富山市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、国（こども家庭庁）が示す基本指針を踏まえ、富山市における令和6年度から3年間の障害児通所支援等の見込量とその確保策などを示す計画です。 策定・<u>推進</u>にあたっては、富山市地域福祉計画をはじめ、富山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、富山市子ども・子育て支援事業計画など、関連する計画との調和を図り<u>ます</u>。 【変更理由】 表現の修正。	P3																																																								
2	図表2-13 主な医療行為の内容別医療的ケア児数（令和5年4月1日現在の推定） <table><tr><td>医療的ケア児数</td><td>人工呼吸器管理</td><td>気管切開管理</td><td>鼻・咽頭エアウェイ管理</td><td>酸素療法</td><td>吸引（口鼻腔・気管内）</td><td>ネブライザー管理</td><td>経管栄養（経鼻、胃ろう、食道ろう、腸ろう）</td><td>中心静脈カテーテル管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）</td><td>皮下注射（持続皮下注射ポンプ使用含む）</td><td>血糖測定（持続血糖測定器によるものを含む）</td><td>導尿</td><td>排便管理（人工肛門（消化管ストーマ）、排便、洗腸、浣腸）</td><td>その他</td></tr><tr><td>88</td><td>20</td><td>19</td><td>1</td><td>23</td><td>38</td><td>10</td><td>49</td><td>1</td><td>1</td><td>13</td><td>6</td><td>9</td><td>5</td></tr></table> ※複数の医療的ケアが必要な児童もいるため、各項目の合計数と医療的ケア児の数は合わない 資料：富山市こども健康課（関係機関等への聞き取り調査から推定）	医療的ケア児数	人工呼吸器管理	気管切開管理	鼻・咽頭エアウェイ管理	酸素療法	吸引（口鼻腔・気管内）	ネブライザー管理	経管栄養（経鼻、胃ろう、食道ろう、腸ろう）	中心静脈カテーテル管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）	皮下注射（持続皮下注射ポンプ使用含む）	血糖測定（持続血糖測定器によるものを含む）	導尿	排便管理（人工肛門（消化管ストーマ）、排便、洗腸、浣腸）	その他	88	20	19	1	23	38	10	49	1	1	13	6	9	5	図表2-13 主な医療行為の内容別医療的ケア児数（令和5年4月1日現在の推定） <table><tr><td>医療的ケア児</td><td>88人</td></tr><tr><td>人工呼吸器管理</td><td>20</td></tr><tr><td>気管切開管理</td><td>19</td></tr><tr><td>鼻・咽頭エアウェイ管理</td><td>1</td></tr><tr><td>酸素療法</td><td>23</td></tr><tr><td>吸引（口鼻腔・気管内）</td><td>38</td></tr><tr><td>ネブライザー管理</td><td>10</td></tr><tr><td>経管栄養（経鼻、胃ろう、食道ろう、腸ろう）</td><td>49</td></tr><tr><td>中心静脈カテーテル管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）</td><td>1</td></tr><tr><td>皮下注射（持続皮下注射ポンプ使用含む）</td><td>1</td></tr><tr><td>血糖測定（持続血糖測定器によるものを含む）</td><td>13</td></tr><tr><td>導尿</td><td>6</td></tr><tr><td>排便管理（人工肛門（消化管ストーマ）、排便、洗腸、浣腸）</td><td>9</td></tr><tr><td>その他</td><td>5</td></tr></table> ※複数の医療的ケアが必要な児童もいるため、各項目の合計数と医療的ケア児の総数は合わない 資料：富山市こども健康課（関係機関等への聞き取り調査から推定） 【変更理由】 表の形式を変更	医療的ケア児	88人	人工呼吸器管理	20	気管切開管理	19	鼻・咽頭エアウェイ管理	1	酸素療法	23	吸引（口鼻腔・気管内）	38	ネブライザー管理	10	経管栄養（経鼻、胃ろう、食道ろう、腸ろう）	49	中心静脈カテーテル管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）	1	皮下注射（持続皮下注射ポンプ使用含む）	1	血糖測定（持続血糖測定器によるものを含む）	13	導尿	6	排便管理（人工肛門（消化管ストーマ）、排便、洗腸、浣腸）	9	その他	5	P20
医療的ケア児数	人工呼吸器管理	気管切開管理	鼻・咽頭エアウェイ管理	酸素療法	吸引（口鼻腔・気管内）	ネブライザー管理	経管栄養（経鼻、胃ろう、食道ろう、腸ろう）	中心静脈カテーテル管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）	皮下注射（持続皮下注射ポンプ使用含む）	血糖測定（持続血糖測定器によるものを含む）	導尿	排便管理（人工肛門（消化管ストーマ）、排便、洗腸、浣腸）	その他																																														
88	20	19	1	23	38	10	49	1	1	13	6	9	5																																														
医療的ケア児	88人																																																										
人工呼吸器管理	20																																																										
気管切開管理	19																																																										
鼻・咽頭エアウェイ管理	1																																																										
酸素療法	23																																																										
吸引（口鼻腔・気管内）	38																																																										
ネブライザー管理	10																																																										
経管栄養（経鼻、胃ろう、食道ろう、腸ろう）	49																																																										
中心静脈カテーテル管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）	1																																																										
皮下注射（持続皮下注射ポンプ使用含む）	1																																																										
血糖測定（持続血糖測定器によるものを含む）	13																																																										
導尿	6																																																										
排便管理（人工肛門（消化管ストーマ）、排便、洗腸、浣腸）	9																																																										
その他	5																																																										
3	（4）地域生活支援拠点等 地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討するものです。	（4）地域生活支援拠点等 地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討するものです。	P49																																																								

	富山市では、地域生活支援拠点等（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制「面的な体制」）を整備し、富山市障害者自立支援協議会において、その運用状況を検証、検討しています。 引き続き、地域生活支援拠点等の有する機能を確保しつつ、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、<u>コーディネーターの配置を検討するなど</u>、富山市障害者自立支援協議会において、年1回、その運用状況を検証、検討します。	富山市では、地域生活支援拠点等（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制「面的な体制」）を整備し、富山市障害者自立支援協議会において、その運用状況を検証、検討しています。 引き続き、地域生活支援拠点等の有する機能を確保しつつ、<u>コーディネーターの配置を検討するなど</u>、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、<u>コーディネーターの配置を検討するなど</u>、富山市障害者自立支援協議会において、年1回、その運用状況を検証、検討します。 【変更理由】 表現の修正。	
4	(5) 地域のサービス基盤の開発・改善 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制を確保するものです。 富山市では、富山市障害者自立支援協議会を設置して年2回程度開催するとともに、より専門的な支援方策等を検討するため、相談支援事業所等の参画のもと、相談支援ワーキングと専門支援ワーキングを設置してそれぞれ年12回程度開催しています。こうした機会を通じて、地域の関係機関等と連携を図り、障害のある人を支えるネットワークの構築に努めています。 引き続き、富山市障害者自立支援協議会を年2回程度開催、相談支援ワーキングと専門支援ワーキングをそれぞれ年12回程度開催し、地域の関係機関等と連携を図り、事例の検討なども含め、地域サービス基盤の開発・改善等に努めます。	(5) 地域のサービス基盤の開発・改善 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制を確保するものです。 富山市では、富山市障害者自立支援協議会を設置して年2回程度開催するとともに、より専門的な支援方策等を検討するため、相談支援事業所等の参画のもと、相談支援ワーキングと専門支援ワーキングを設置してそれぞれ年12回程度開催しています。<u>また、権利擁護部会を設置し、障害者虐待に関する情報共有や、課題の検討を年1回程度開催しています。</u>こうした機会を通じて、地域の関係機関等と連携を図り、障害のある人を支えるネットワークの構築に努めています。 引き続き、富山市障害者自立支援協議会を年2回程度開催、相談支援ワーキングと専門支援ワーキングをそれぞれ年12回程度開催、<u>権利擁護部会を年1回程度開催し</u>、地域の関係機関等と連携を図り、事例の検討なども含め、地域サービス基盤の開発・改善等に努めます。 【変更理由】 権利擁護部会に関する内容の追加	P54
5	(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加を通じて障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。 引き続き、担当課職員が、<u>富山県等</u>が実施する研修等に毎年度参加し、集団指導等を通じて障害福祉サービス事業者等との情報共有に努めます。	(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加を通じて障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。 引き続き、担当課職員が富山県等が実施する研修等に毎年度参加し、集団指導等を通じて障害福祉サービス事業者等との情報共有に努めます。 【変更理由】 句点の削除	P57

6	(2)障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、活用し、サービス提供事業者等と情報共有を図る体制を構築することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。 引き続き、<u>毎年度</u>実施する集団指導等を通じて障害福祉サービス事業者等との情報共有に努めます(<u>年1回</u>)。	(2)障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、活用し、サービス提供事業者等と情報共有を図る体制を構築することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。 引き続き、<u>年1回</u>実施する集団指導等を通じて障害福祉サービス事業者等との情報共有に努めます。 【変更理由】 語句の変更と削除	P57
7	(3)指導監査結果の共有 指定障害福祉サービス事業者に対する指導監査を適正に実施するとともに、都道府県等と連携して実施する指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を共有する体制を構築することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。 引き続き、<u>毎年度</u>、指導監査を適正に実施するとともに、富山県等との情報共有に努めます。<u>(年1回)</u> ※「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有」と「指導監査結果の関係自治体との共有」については、県が行っている「事業所説明会」にて、各事業所や自治体へ国保連請求の審査内容や指導監査の結果などの報告を行うこと<u>を想定している</u>。	(3)指導監査結果の共有 指定障害福祉サービス事業者に対する指導監査を適正に実施するとともに、都道府県等と連携して実施する指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を共有する体制を構築することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。 引き続き、<u>年1回</u>、指導監査を適正に実施するとともに、富山県等との情報共有に努めます。 ※「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有」と「指導監査結果の関係自治体との共有」については、県が行っている「事業所説明会」にて、各事業所や自治体へ国保連請求の審査内容や指導監査の結果などの報告を行うこと<u>としています</u>。 【変更理由】 語句の変更と削除及び文書の修正	P57
8	(1) 障害児通所支援の提供体制の整備等 ① 児童発達支援センターの機能強化 児童発達支援センター2カ所（富山市恵光学園と富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）を確保するとともに、富山市恵光学園と障害児通所支援事業所等との連携による支援体制の強化に努め、地域における共生社会を推進する体制の構築を図ります。	障害児通所支援の提供体制の整備等 ① 児童発達支援センターの機能強化 児童発達支援センター2カ所（富山市恵光学園と富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）を確保するとともに、富山市恵光学園と障害児通所支援事業所等との連携や、<u>保育所等訪問支援等を活用したによる</u>支援体制の強化に努め、地域における共生社会を推進する体制の構築を図ります。 【変更理由】パブリックコメントの意見を踏まえ文書の修正	P76

Ⅱ 地域の関係機関によるネットワーク構築について

1 相談支援ワーキングの活動状況について

設置目的	富山市障害者自立支援協議会運営要綱第6条により設置し、相談支援に関する課題等の検討を行う。
構成メンバー	相談支援事業所（自立生活支援センター富山、富山市恵光学園、ゆりの木の里相談支援事業所、あすなろセンター、和敬会生活支援センター、セーナー苑相談支援事業所Weネット）、基幹相談支援室、市保健所保健予防課、市こども健康課、市障害福祉課 15名
R5年度の取り組み	①地域における相談支援体制の推進に向けた検討 ②相談支援に関する課題等の検討 ③事例検討会や研修会等の開催 ④相談支援事業所への支援
活動状況	【定例会】 第1回：令和5年4月25日（火） 第2回：令和5年5月23日（火） 第3回：令和5年6月20日（火）（事業所連絡会） 第4回：令和5年7月18日（火）（事例検討・初任研実習） 第5回：令和5年8月29日（火） 第6回：令和5年9月19日（火） 第7回：令和5年10月24日（火）（事業所連絡会） 第8回：令和5年11月21日（火）（事例検討・現任研実習） 第9回：令和5年12月19日（火）（学習会） 第10回：令和6年1月22日（月）（民児協研修会【共催】） 第11回：【予定】令和6年2月20日（火） 第12回：【予定】令和6年3月19日（火） 第4次富山市障害者計画における相談支援体制や、重層的支援体制整備事業の動向について共有し、市の相談支援体制における現状や課題、今後の相談支援体制のあり方等について検討する。 【研修会】 富山市民生委員児童委員協議会高齢者障害者福祉部会とともに、障害者の地域生活向上のためのネットワークについて研修会を行う。 地域の身近な支援者や支援機関等が、障害（今回は精神障害）についての理解を深めるとともに、支援者同士顔の見える関係をつくり、地域における包括的な支援体制の構築を目指すことを目的に開催する。 日時：令和6年1月22日（月） 場所：富山市総合社会福祉センター 内容：講義及びグループワーク
今後の課題等	発達障害等により就労ができない生活困窮者への相談支援や、高齢の親と引きこもりの子どもへの相談支援など、相談内容が年々複雑化・深刻化・多様化しており、一つの機関だけで対応することが大変困難な状況になっている。また、相談件数が年々増加傾向にあり、新規相談の受け入れが困難な状況である。障害種別や世代などの分野を超えた包括的・総合的な相談支援を行うことができるよう、地域における多機関多職種連携の強化や地域における障害に対する理解を深めるための取り組みとして、重層的支援体制整備事業の推進に積極的に関与する必要がある。 地域生活支援拠点を整備する過程においては、地域課題を理解し、緊急時の受入れ・対応の可能性が高いケースを把握し共有しておくための取り組みが必要である。

2 各専門支援ワーキング（※1）の活動状況について

※1 専門支援ワーキングは、富山市障害者自立支援協議会運営要綱第7条により設置し、就労支援ワーキング、地域生活支援ワーキング、子ども発達支援ワーキングにおいて、専門的な課題解決や支援方策等の検討を行っている。

（１） 就労支援ワーキング

設置目的	障害者就労の現状や課題の報告を行う、関係者間での就労系サービスや就労支援に関しての意見交換を行う。
構成メンバー	支援学校（しらとり支援、富山高等支等）、障害者就業・生活支援センター、富山公共職業安定所、就労支援事業所（6か所）、基幹相談支援室、市保健所保健予防課、市障害福祉課 15名
R5年度の取り組み	①一般就労の推進に関すること ②就労支援サービスの質の向上に関すること ③事業所研修会の開催 ④障害者雇用に関する現状把握・課題把握
活動状況	【定例会】 第1回：令和5年7月21日（金） 第2回：【予定】令和6年2月 ・各障害福祉サービス事業所（就労移行・就労継続A・B）への就労の状況について ・支援学校における就労支援、進路指導について ・個別事例への支援に関する情報交換 ・市内障害者就労支援事業者研修会の開催について
今後の課題等	就労支援事業所、教育関係者等の関係者間で、障害者就労の現状や就労支援サービス課題に関して検討を行う。今年度は、各就労系事業所が抱えている課題などを調査し、その課題解決に向けた市内障害者就労支援事業者研修会やグループワーク等を実施し、福祉的就労から一般就労へ向けての課題分析を行っていく。

（２） 地域生活支援ワーキング

設置目的	障害者の地域生活への移行と定着のため、支援事例の蓄積、課題の検討等を行う。
構成メンバー	委託相談支援事業所（5か所）、一般相談支援事業所（5か所）、基幹相談支援室、市長寿福祉課、市保健所保健予防課、市大山保健福祉センター、市障害福祉課 18名
R5年度の取り組み	①障害者の地域移行に関すること ②地域生活の定着に関すること ※ 令和5年度の目的 障害福祉サービス事業所における支援者が、日頃利用者から受ける相談や困りごとへの対応のコツ、各種相談先等を取りまとめ、地域移行・定着が推進されるよう活動する。

活動状況	【定例会】 第1回：令和 5年 6月 27日（火） 第2回：令和 5年 7月 18日（火） 第3回：令和 5年 9月 5日（火） 第4回：令和 5年 12月 5日（火） 事例を通して地域移行の障壁や支援方法、社会資源について検討した。富山市における課題解決に向けた取り組み方法について検討し、障害福祉サービス事業所の支援者向けの「地域生活支援ハンドブック」を作成した。
今後の課題等	地域での生活の重要性が言われている一方、地域の受け皿や支え手の不足等、課題が山積している。 複合的な生活課題をもった障害者に対し、生活を営む地域の中での支援の方法等を、多機関多職種で連携し、検討を重ねることが必要である。

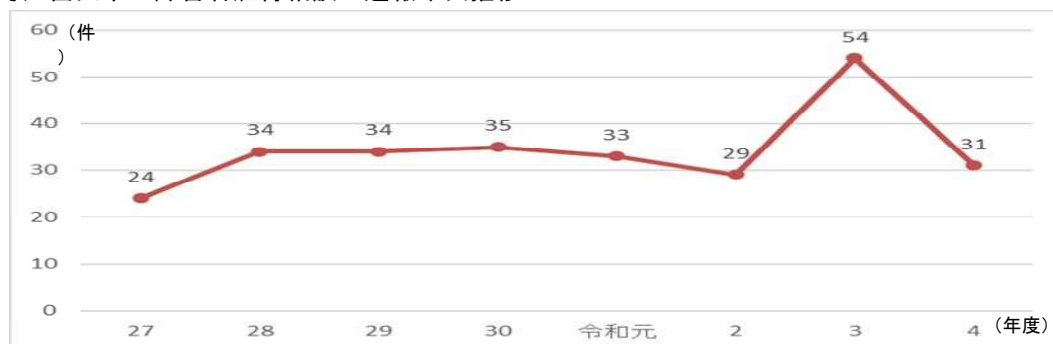
（３） こども発達支援ワーキング

設置目的	障害児に関する事例検討や、今後必要とされる支援について検討することにより、支援の質の向上と事業所の連携の強化を行う。
構成メンバー	支援学校（しらとり、富山総合）、富山大学人間発達学部、富山県発達障害者支援センターほっぷ、富山県総合教育センター、富山県医療的ケア児等支援センター、砺波学園、相談支援事業所（このゆびとーまれ、恵光学園）、サービス事業所（ガンバ村スペシャルキッズ、トータルサポートライトブレイン、富山病院）、富山児童相談所、基幹相談支援室、市学校教育課、市こども保育課、市こども健康課、市子育て支援センター、市中央保健福祉センター 26名
R4年度の取り組み	①ライフサイクルに応じた縦横支援に関すること ②サービスの質の向上に関すること ③児童発達支援ネットワークの構築
活動状況	【定例会】 第1回：令和 5年 5月24日（水） 第2回：令和 5年 7月26日（水） 第3回：令和 5年 9月20日（水） 第4回：令和 5年11月29日（水） 第5回：【予定】令和 6年 1月24日（水） 幼児期、学齢期、医療的ケア児への支援に関する事例検討等を通して、各機関の支援の実際や問題点、課題、支援にあたっての多職種・多機関の連携の必要性を共有する。
今後の課題等	各関係機関、当事者家族が直面している困難な事例や、不足している社会資源の検討を行う。また、子どもの権利を擁護するため、関係機関・関係団体との連携を強化するとともに、児童発達支援ネットワークの構築を図ることが必要である。

Ⅲ 権利擁護部会の活動状況について

設置目的	富山市障害者自立支援協議会運営要綱第8条により設置し、障害者虐待に関する情報共有や課題等の検討を行っている。
構成メンバー	富山国際大学、司法書士、社会福祉士、富山市社会福祉協議会、富山中央警察署、恵光学園、和敬会脳と心の総合健康センター、基幹相談支援室、市企画管理部（法務指導監）、市生活安全交通課、市保健所予防課、市障害福祉課
令和5年度の取り組み	①障害者虐待に関する情報等の共有 ②障害者虐待の防止や早期発見、早期対応につながる関係機関との連携協力体制の推進について検討 ③権利擁護研修会の開催
活動状況	【定例会】 日時：令和5年11月9日（木）10：00～11：30 令和4年度・令和5年度の障害者虐待発生状況や対応状況等について共有し、障害者虐待防止や早期発見・早期対応等について協議した。また、令和5年度権利擁護研修会について検討した。 【権利擁護研修会】 障害者虐待の防止の徹底について関係者が正しく理解するとともに、障害者の権利擁護の観点に基づき、障害者差別や虐待防止について理解を深めることを目的として開催する。 日時：【予定】令和6年3月6日（水）10：00～12：00 場所：Toyama Sakuraビル 対象：障害福祉サービス事業所等の職員 内容：講義「障害者福祉施設等における障害者虐待防止の理解と対応」
今後の課題等	障害者虐待への対応において、養護者支援として、虐待に至った背景など含めて包括的な支援が必要である。また、相談につながっていないケースが存在する可能性があるため、いかに早期に相談につなぐことができるか、関係機関の連携含め相談支援体制の構築が重要。 また、施設従事者による虐待が発生しないよう、全ての施設従事者に虐待防止に対する意識をいかに高めていくかが課題である。「障害者虐待とは」など、まずは基本的なところから押さえたり、具体的な事例を挙げていくことにより、各施設における危機意識を高め、虐待防止につなぐことが重要。

（参考）富山市の障害者虐待相談・通報年次推移

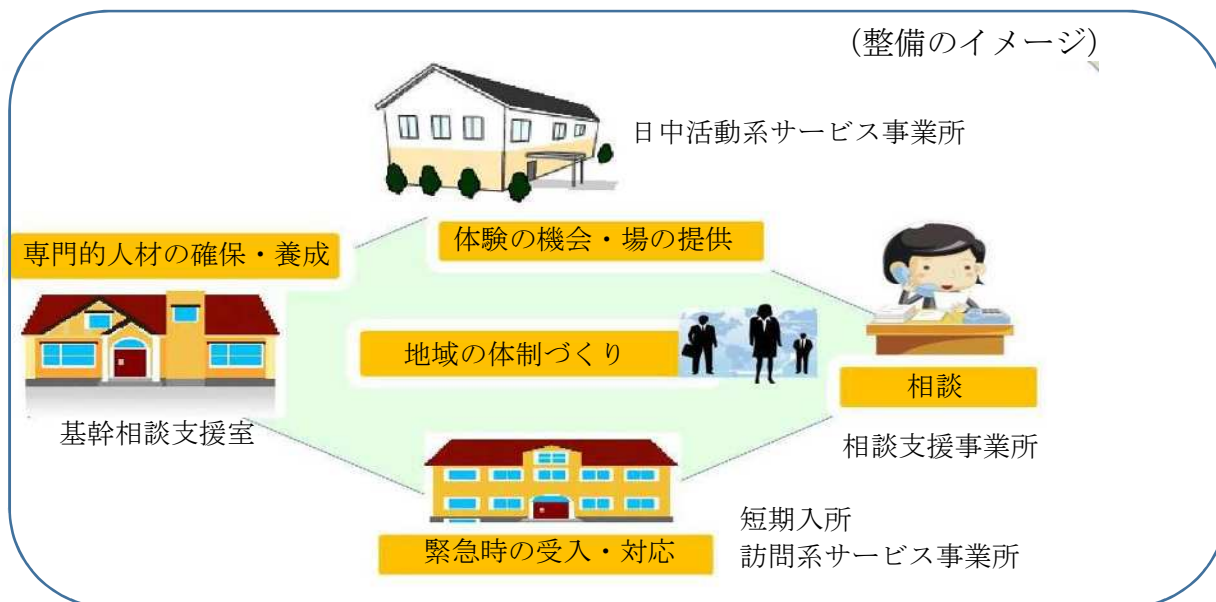


年度	27	28	29	30	令和元	2	3	4
養護者	16	19	19	19	25	19	32	22
施設従事者	4	8	7	11	6	7	18	7
使用者	0	2	6	0	1	0	4	1
その他	4	5	2	5	1	3	0	1
合 計	24	34	34	35	33	29	54	31

Ⅳ 地域生活支援拠点等の運用状況の検証等について

1 拠点等の整備について

地域生活支援拠点等については、障害者の高齢化・重度化を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ対応、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることを目的とし、富山市では様々な障害福祉サービス事業所等が存在することから、既存の事業所等が有する機能を活用しつつ、連携していく「面的整備型」により、「令和5年4月」より整備しています。



2 地域生活支援拠点等の機能について

必要な機能	国が示す機能の内容
相談支援	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用して、夜間・休日等における緊急時の支援が見込めない世帯との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの相談その他必要な支援を行う機能。
緊急時の受入れ・対応	短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
専門的人材の確保、養成	医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。
地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

富山市ではこれらの機能を担う事業者を、事業者の申請に基づき、登録することで拠点機能の整備を図っています。

3 地域生活支援拠点等の運用状況等について

本市では、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所を「登録制」により設置している。

必要な機能	登録個所数(※)	運用状況
相談支援	6 箇所	支援を行うにあたっては、相談支援事業所において、事前に緊急対応が必要と見込まれる者の抽出や、その家族等との緊急時の対応を考えてもらうようお願いしている。【実績なし】
緊急時の受入れ・対応	7 箇所	支援に当たっては、緊急時にはできる限り、緊急受け入れ体制を確保し、受け入れやサービス提供の連絡や調整の必要な対応をしてもらえるようお願いしている。【実績なし】
体験の機会・場	8 箇所	【実績なし】
専門的人材の確保、養成	0 箇所	事業者の登録はないが、基幹相談支援室が実施している、相談支援事業所を対象とした情報交換会や研修の実施等を通じて、相談支援に関わる専門的人材の質の向上・育成を図っている。
地域の体制づくり	5 箇所	基幹相談支援室が実施している、相談支援事業所を対象とした情報交換会・研修会や、相談支援ワーキング及び専門支援ワーキングを通じて、相談支援に関する課題や、専門分野の各種課題等について検討を行っている。

※令和6年1月時点の登録事業所については別紙資料「別添1」参照。

4 課題と今後の方向性について

本市においては、地域生活支援拠点等の5つの機能のうち「緊急時の受入れ・対応」が最も重要な課題であると考えているが、登録が伸び悩んでいる状態である。

その要因としては、障害者の緊急時に、常時障害者を受け入れることができるだけの人材確保ができないことや、これまで当該事業所を利用したことのない、障害の特性を把握できていない者を支援することへの不安が挙げられる。

また、少数ながらも登録事業所はあるが、実際の緊急時の受入れに該当する事例がなく、具体的な運用方法についても不明確な部分がある。

今後は、基幹相談支援室が実施する事業所の研修会や、相談支援ワーキング等を通じ、地域生活支援拠点等の制度や登録について改めて周知をしていくことで登録事業所の増加を図るとともに、併せて実際の運用方法等についても相談支援ワーキング等で検討を行っていくことで、地域生活支援拠点等に関する事業所への理解を深め、体制整備を図っていく。

V その他

1 協議会の機能強化等に係る障害者総合支援法の改正について

別紙資料「別添2」参照

2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について

別紙資料「別添3」参照